

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

監査公表

●岡山県監査公表第二号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定により実施した原事務所に係る平成十六年度分の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。
平成十七年十月二十一日

岡山県監査委員 長 瀬 泰 志
岡山県監査委員 渡 辺 英 一
岡山県監査委員 吉 永 謙 一
岡山県監査委員 平 野 温 一

- 1 監査の概要
 - (1) 監査の対象年度 平成16年度
 - (2) 監査実施機関 全監査対象170機関のうち
今回94機関について監査を実施した。
 - (3) 監査実施方法 監査は、次の方法により実施した。
 - ア 実地監査
監査委員が、監査対象機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明の聴取により実施した職員による事前の調査結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき関係者から説明を聴する方法によった。
 - イ 書面監査
監査委員は、監査対象機関に出向かず、職員による事前調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等により調査する方法によった。
- 2 監査の結果及び意見
 - (1) 知事部局関係
 - ア 監査の結果
 - イ 財務に関する事務の執行について監査した結果、指摘事項が認められた機関は、次のとおりである。

○実地監査分

| | |
|-------------|-----------|
| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日 |
| (総務部関係県事務所) | |

| | |
|-------------|------------|
| 岡 山 県 立 大 学 | 平成17年8月23日 |
|-------------|------------|

(指摘事項)
県立大学授業料の収入未済額はやや減少しているが、引き続き一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止を図ること。

教育使用料収入未済状況

| | |
|---------|------------|
| 平成15年度末 | 3,301,200円 |
| 平成16年度末 | 3,201,200円 |
| 比 較 増 減 | △100,000円 |

(保健福祉部関係県事務所)

| | |
|-----------------|------------|
| 福 祉 相 談 セ ン タ ー | 平成17年8月11日 |
|-----------------|------------|

(指摘事項)
児童保護弁償金の収入未済額が増加している。新たな収入未済の発生防止を図るとともに、なお一層の収入確保に努めること。

児童保護弁償金収入未済状況

| | |
|---------|-------------|
| 平成15年度末 | 39,922,652円 |
| 平成16年度末 | 40,718,459円 |
| 比 較 増 減 | 795,807円 |

| | |
|---------------|------------|
| 倉 敷 児 童 相 談 所 | 平成17年8月18日 |
|---------------|------------|

(指摘事項)
児童保護弁償金の収入未済額が増加している。新たな収入未済の発生防止を図るとともに、なお一層の収入確保に努めること。

児童保護弁償金収入未済状況

| | |
|---------|-------------|
| 平成15年度末 | 38,478,580円 |
| 平成16年度末 | 38,815,640円 |
| 比 較 増 減 | 337,060円 |

| | |
|--|------------|
| 津山児童相談所 | 平成17年7月21日 |
| (指摘事項) 児童保護弁償金の収入未済額はやや減少しているが、引き続き一層の収入確保に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止を図ること。 | |
| 児童保護弁償金収入未済状況 | |
| 平成15年度末 | 8,257,410円 |
| 平成16年度末 | 8,121,820円 |
| 比較増減 | △135,590円 |

○書面監査分

| | | |
|--|----|------------|
| (保健福祉部関係県事務所) | | |
| 成徳 | 徳学 | 校 |
| | | 平成17年8月22日 |
| (指摘事項) 扶助費の支出に係る契約事務において、契約書又は請書を徴取しないで支払を行っているものが認められた。法令を遵守し、適正な事務処理に努めること。 | | |

(イ) 財務に関する事務の執行について監査した結果、特に指摘すべき事項が認められなかった機関は、次のとおりである。

○実地監査分

| | | | |
|----|----|----|-------|
| 監査 | 対象 | 機関 | 実施年月日 |
|----|----|----|-------|

(総務部関係県事務所)

| | | | | | | | |
|------|------|----|-----|----|----|----|------------|
| 東大泉目 | 京大阪大 | 京学 | 事事務 | 所所 | 所部 | 校 | 平成17年7月29日 |
| 立動 | 学防 | 事短 | 期学 | 務大 | 務学 | 所部 | 平成17年7月27日 |
| | | 税 | 務 | 務 | 務 | 所部 | 平成17年8月23日 |
| | | | | | | 校 | 平成17年8月25日 |
| | | | | | | 校 | 平成17年8月17日 |

(企画振興部関係県事務所)

| | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|---|------------|
| 岡南 | 飛空 | 行港 | 場管 | 理事 | 務所 | 所 | 平成17年8月9日 |
| | | | | | | 所 | 平成17年8月18日 |

(生活環境部関係県事務所)

| | | | | | | | | |
|----|---|----|----|----|----|----|----|-----------|
| 消費 | 費 | 生保 | 活健 | セセ | ンン | タタ | 一一 | 平成17年8月4日 |
| 費 | 境 | 保 | 健 | セ | ン | タ | 館一 | 平成17年8月4日 |
| 費 | 境 | 保 | 健 | セ | ン | タ | 館一 | 平成17年8月4日 |
| 費 | 境 | 保 | 健 | セ | ン | タ | 館一 | 平成17年8月4日 |

(保健福祉部関係県事務所)

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|-----------|
| 内健 | 尾康 | セの | ン森 | タ学 | 一園 | 平成17年8月8日 |
| | | | | | | 平成17年8月1日 |

(産業労働部関係県事務所)

| | | | | | | | | |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|------------|
| 工岡倉津美 | 業山 | 技高 | 術等 | セ技 | ン術 | タ門 | 一校 | 平成17年8月10日 |
| | 山敷 | 高 | 等 | 技 | 術 | 門 | 校 | 平成17年8月9日 |
| | 山 | 高 | 等 | 技 | 術 | 門 | 校 | 平成17年8月24日 |
| | 作 | 高 | 等 | 技 | 術 | 門 | 校 | 平成17年8月26日 |
| | | 高 | 等 | 技 | 術 | 門 | 校 | 平成17年8月26日 |

(農林水産部関係県事務所)

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|------------|
| 農生 | 業物 | 総学 | 合産 | セ卸 | ン研 | タ究 | 一 | 平成17年8月17日 |
| 総食 | 合肉 | 学畜 | 方産 | セ卸 | ン研 | タ究 | 所一 | 平成17年8月30日 |
| 水 | 肉 | 地畜 | 方産 | セ卸 | ン研 | タ究 | 場一 | 平成17年7月26日 |
| 林 | | 地畜 | 方産 | セ卸 | ン研 | タ究 | 場一 | 平成17年8月10日 |
| | | 地畜 | 方産 | セ卸 | ン研 | タ究 | 場一 | 平成17年8月3日 |

イ 監査意見

(イ) 収入未済の解消について

平成16年度末における収入未済額は、前年度末に比べ増加している。

公平負担の原則及び財源確保の観点から、債務者の状況を把握し、債務者及び連帯保証人への適切な催告など効果的な督促等に努め、未収金の解消を図ること。

さらに、新たな未収金の発生防止に努めること。

(イ) 契約関係事務について

各種契約事務においては、競争原理導入への努力が認められるもの、依然として随意契約によるものが多数見受けられる。

契約の締結に当たっては、安易に随意契約とすることなく、随意契約理由、適用条項等を十分精査の上、可能な限り競争原理を働かせることとし、競争性、公平性及び透明性をより高めるよう努めること。

(ウ) 保有車両（公用車）の利活用について

公用車の年間稼働日数が少ないものが認められる。

使用状況をチェックするとともに、使用見込みのないものは、管理換え又は廃棄処分を行うなど、効率的な使用に努めること。

(エ) 交通事故の防止について

職員の交通事故については、職場会議等を通じてその防止に努めているものの、依然として公用車による事故が発生している。

職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の一層の高揚を図るなど、事故の発生防止に努めること。

(オ) 高額機器類等のリース契約について

| | |
|---------|-------------|
| 平成15年度末 | 31,648,004円 |
| 平成16年度末 | 40,905,336円 |
| 比較増減 | 9,257,332円 |

(イ) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、特に指摘すべき事項が認められなかった会計は、次のとおりである。

○実地監査分

| | |
|-------------|-----------|
| 監 査 対 象 会 計 | 実 施 年 月 日 |
|-------------|-----------|

(企 業 局)

| | |
|-------------|------------|
| 電 気 事 業 会 計 | 平成17年7月22日 |
|-------------|------------|

イ 監査意見

(ウ) 収入未済の解消について

平成16年度末における収入未済額は、前年度末に比べ増加している。公平負担の原則及び財源確保の観点から、債務者の状況を把握し、債務者及び連帯保証人への適切な催告など効果的な督促等に努め、未収金の解消を図ること。

さらに、新たな未収金の発生防止に努めること。

(イ) 高額機器類等のリース契約について

高額機器類等のリース契約が多数見受けられるが、契約に当たっては、コスト、メンテナンスサービス等について、購入する場合との比較検討を十分行った上で契約を締結すること。